

平成27年7月1日

答申第556号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「国際放送のアジア・太平洋地域の視聴可能世帯数（21百万世帯）の国別数」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書（アジア・太平洋地域でのNHKワールドTVの国別の視聴可能世帯数）はNHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号および4号の不開示情報に該当するため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は、NHKが日本国際放送（以下、JIB）を通じてNHKワールドTVを提供している各国衛星放送事業者およびケーブルTV事業者の視聴可能世帯数を記載したものであり、各国事業者とJIBとの契約、ならびにJIBとNHKとの契約により守秘義務を課せられているため、規程第8条1項6号前段の不開示情報に該当し開示することができない。

オーストラリアの平成25年9月時点での視聴可能世帯数とタイの同年10月時点での視聴可能世帯数はJIBの了解を得られており開示することとする。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規程第8条1項6号前段に該当するため不開示としたこと、オーストラリアとタイについてはそれぞれ平成25年9月および10月時点の視聴可能世帯数を開示することとしたこと、いずれのNHKの取り扱いも妥当である。

#### 4 審議の経過

平成27年6月24日（第219回審議委員会）第567号諮問、審議  
7月1日（第220回審議委員会）審議、答申